

特別養護老人ホーム タムスさくらの杜 市川 優先入所に係る取扱規程

2021 年 4 月 1 日現在

1. 目的

当規程は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という）のサービスを受ける必要性が高いと認められる方を優先的にご入所していただくため、施設がご入所に関する手続き及びご入所の必要性を評価する基準等を制定する際の参考とすべき基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保し、施設サービスの円滑な実施に資することを目的と致します。

2. 基本となる指針

当規程は、市川市が作成する「市川市特別養護老人ホーム優先入所指針」に基づいて作成致しました。

3. ご入所の対象となる方

- (1) 入所の対象となる者は、要介護 3 から要介護 5 の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者と致します。

ただし、要介護 1 又は要介護 2 の者にあつては、施設への特例的な入所（以下「特例入所」という。）の要件に該当する者とします。

なお、介護保険施設に入所している者及び要介護 1 から 5 の認定を受け病院に入院している者についても同様とします。

- (2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難な場合、やむを得ない事由があることに關し、以下の事情を考慮致します。

ア 認知症である者であつて、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待等が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難と認められること。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な状況であると認められること。

- (3) 要介護 1 又は要介護 2 の入所申込者が、特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあたっては、以下のような取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に当施設と入所申込者の保険者市町村との間で情報の共有等を行います。

ア 当施設は、要介護 1 又は要介護 2 の者から入所申込を受けた時は『特別養護老人ホーム優先入所希望者に関する報告書』により保険者市町村に報告を行います。また、施設は当該申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあたっては、『特別養護老人ホーム優先入所希望者に関する意見要求書』により保険者市町村に意見を求める場合があります。

イ 意見を求められた保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援等の提供体制の状況、介護支援専門員等からの居宅における生活困難度の聴取等を踏まえ、『特別養護老人ホーム優先入所希望者に関する意見書』により当施設に対して意見を表明できるものとし、必要に応じて入所検討委員会に職員が出席し意見を表明することができます。

ウ 当施設は、入所順位決定の手続きにおいては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を得ます。

4. ご入所お申込み及びご入所決定の手続き

(1) ご入所のお申込み

ご入所のお申込みは、原則としてご入所をご希望されるご本人又はご家族等が下記申込書類を当施設に直接提出していただきます。

①「特別養護老人ホーム優先入所申込書（その１）」

②「特別養護老人ホーム優先入所申込書（その２）」

③「身体状況・日常生活動作 チェック票」

④「行動・心理症状 チェック票」

⑤ 介護保険証のコピー

⑥ 介護保険負担限度額認定証のコピー（お持ちの方のみ）

⑦ サービス利用票（直近３ヶ月分）

現在、介護保険の居宅サービス（訪問介護、訪問看護、デイサービス、ショートステイ等）をお受けになっている方は、直近３ヶ月分の「サービス利用票」のコピーをご用意下さい。

※ お申込み内容に変更が生じた場合には、当施設にご連絡していただきます。

再度、申込み書類をご提出していただく場合もございます。

※ お申込みを取り下げる場合には、「特別養護老人ホーム優先入所申込取り下げ書」をご提出いただきます。

(2) 入所申込みの受付

ア 施設は申込書の受付に際し、原則として入所希望者又は家族等と面接のうえ、本人の心身の状況等を確認させていただきます。

イ 要介護１又は２の申込者については、特例入所の要件への該当について、申込者側の考えを申込書に記載するものとします。

ウ 申込者に対し、当規定に定める入所決定の手続き及び入所の必要性を評価する基準等について説明を行い、申込書の「説明確認欄」に署名をいただきます。

エ 当施設は申込書を受け付けた場合には別に備える「受付簿」にその内容を記載し、管理致します。

オ 要介護１又は２の申込者から特例入所の要件に該当している旨の申し立てがある場合には、当該申込者が要介護１又は２であることをもって申込みを受け付けないとする取扱いとは認められないものとします。当施設は申込書を受け付けた場合には別に備える「受付簿」にその内容を記載し、管理致します。

(3) 入所順位決定の手続き

施設は、入所順位の決定に係る事務を処理するため合議制の入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置致します。

ア 委員会の構成

委員会は、施設の施設長、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、委員には入所決定の公平性・中立性が保てる第三者を加えるものとします。

イ 委員会の開催

委員会は施設長が招集し、原則として毎月1回開催致します。

ウ 委員会の所掌事務

委員会は、特別養護老人ホーム優先入所決定調査票（以下「調査票」という。）、選考者名簿、申込書及び保険者市町村の意見（特例入所の場合に限る）等に基づいて入所の必要性を総合的に検討し、入所順位の決定を行います。

エ 委員会の議事録

委員会は開催ごとに議事録を作成し、2年間保管しておくものとします。
市町村から議事録を求められた場合には提出致します。

オ 結果の通知

当施設は、申込受付後最初に開催する委員会で決定された順位について申込者に「特別養護老人ホーム優先入所順位検討結果通知書」により通知致します。

カ 説明責任

当施設は、入所希望者又は家族等から入所順位の決定に関して説明を求められた場合には、その内容についてご説明致します。

キ 守秘義務

当施設の職員及び委員会の第三者委員は、業務上知り得た入所希望者及び家族等に係る情報を外部に漏らしません。その職を退いた後もまた同様と致します。

(4) 入所順位決定後の再確認等

当施設は、入所順位の上位に決定したものに対し、必要に応じてその後の状況等を再確認し、調査票を見直します。

5. 入所の必要性を評価する基準

申込書を受け付けた場合には、速やかに調査票を作成し、委員会開催日の前日までに優先順位を付けた「選考者名簿」を調整致します。

(1) 入所順位の評価基準

次の項目について「入所順位の評価基準」に基づき点数化し、合計点数の高い順に優先順位をつけます。

ア. 介護の必要性の程度及び心身の特性

イ. 介護者の状況

ウ. 在宅介護の状況

エ. 本人の住所地

なお、この方法で順位づけが困難な場合には、更に次の項目を順次勘案し、優先順位をつけます。【 勘案事項 】

ア. 待機期間（長短の順）

イ. 年齢（高い順）

（２） 施設の受け入れ体制による調整【 施設調整 】

委員会は、次の項目を勘案し、処遇上やむを得ないと判断した場合には優先順位を調整できるものと致します。

ア. 性別に応じた居室の状況

イ. 認知症に対する施設の受入体制

ウ. 医療行為を必要とする場合における施設の受入体制

（３） 入所辞退者の取扱い

ご入所ご希望者の都合により、ご入所の辞退があった場合には、施設の判断により一定の期間順位を繰り下げます。一定期間経過後、ご入所ご辞退者から再度の申し出がない場合には、「選考者名簿」から抹消し、「受付簿」にその旨記載致します。

6. 入所順位決定の例外的取り扱い

次の場合には、施設長の判断により例外的に入所順位の決定ができます。

（１）老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規程に基づく措置委託による場合

（２）緊急的なご入所の必要性が認められ、委員会を招集する余裕のない場合

（３）市川市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準（平 29 年条例 81 号）第 22 条及び市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 16 号）に定める入所者の入院期間中の取扱いによる場合

7. 取扱規程の公表

当「特別養護老人ホーム タムスさくらの杜 市川 優先入所に係る取扱規程」は公表致します。

8. 取扱規程の見直し

当規程は、必要に応じて見直しを行います。見直しにあたっては、市川市と施設で協議を致します。

9. 適正運用

（１）当施設は、当規程により、ご入所の決定を適正に行います。

（２）当施設は、当規程の適正な運営にあたり、県及び市から必要な助言を得ます。

10. 適用期間

当規程は、2020 年 10 月 1 日から適用致します。